

意 見 書

令和 年 月 日

弘前市長 殿

住所 :

氏名 :

職業 :

電話 :

1. 意見に係る地域計画の変更案

弘前市公告10号により縦覧した地域計画の変更案について

2. 意見

※ 記入欄が不足する場合は、別紙を添付して下さい。

3. 提出先

弘前市大字上白銀町1-1 (前川本館3階 農林部農政課)

FAX 0172-32-3432

E メール nousei@city.hirosaki.lg.jp

意見書に関する注意事項

1. 提出期間

縦覧期間中又は郵便の場合は縦覧最終日の消印まで有効。

2. 意見書提出に際して

- ① 意見は電話ではお受けできません。
- ② 意見書は日本語で記入して下さい。
- ③ 個人の場合には住所、氏名、職業、電話番号を、法人の場合には法人名、代表者名、事務所の所在地、電話番号を記載して下さい。
- ④ 意見書の内容について公表することがあります。ただし、特定の人が識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、該当する部分は除きます。
- ⑤ 意見書に対して個別に回答は行なわず、意見の要旨やその処理結果は当該地域計画の変更案についての決定公告時に、併せて掲示します。
- ⑥ 意見書の提出は当該地域計画の変更案以外に対してはできません。

3. 意見の処理方法

処理の対象となる意見は、下記の要件を満たすものとします。

- ① 意見を提出した者が当該地域計画の利害関係人であること。
- ② 意見の提出が当該地域計画の変更案の縦覧期間内に行われていること。
- ③ 提出された意見の対象が当該地域計画の変更案に係るものであること。

なお、意見については、内容に応じて下記の5区分に分類して処理結果を記載します。

- a 対応（反映）済み：当該地域計画の変更案に既に記載済みのもの。
- b 対応（反映）する：文章の修正、記述の追加など当該地域計画に反映させたもの。
- c 事業対応（検討）：今後、地域計画を実行する中で検討すべきもの。
- d 対応（反映）困難：諸般の事情により対応が困難なもの。
- e その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの。